

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 61
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

二類感染症患者入院診療加算（外来）

3 / 1 から 250 点 → 147 点 に引き下げ

診療報酬・新型コロナ特例

○コロナ疑い患者の外来診療において、院内リアージ実施料(300点)と併せて算定する「二類感染症患者入院診療加算(外来診療)」の点数が、3月から147点に引下げられます(3/1～3/31まで)。

○「診療・検査医療機関(県HPで公表)において」、「新型コロナに係る医学的初診時に限る」などの算定要件や、請求コードに変更はありません。

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A999- 00	二類感染症患者入院診療加算 (外来診療・診療報酬上臨時的取扱)	147点 (2023/3/1～3/31)	113033650 (変更なし)

【その他】

- (1) コロナ疑い患者又は陽性患者へ対面診療を行った場合の「院内リアージ実施料(300点)」は引き続き算定できます。
- (2) 「院内リアージ実施料(300点)」と「二類感染症患者入院診療加算(外来・147点)」は、小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料と併せて算定できます。
- (3) コロナ陽性患者へ対面によりコロナに係る診療を行った場合の「救急医療管理加算(外来:950点、往診・訪問診療:2,850点)」は引き続き算定できます。
- (4) コロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療を行った場合の「二類感染症患者入院診療加算(電話等・250点)」は引き続き算定できます。
- (5) 重症化リスクの高いコロナ陽性患者へ電話等によりコロナに係る診療を行った場合の「電話等による診療(147点)」は令和5年3月末まで引き続き算定できます。

ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。

